

感染症に係る緊急事態に対する政府の初動対処について

令和5年8月25日
閣議決定
令和8年7月24日一部改正

政府は、内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）の設置に伴い、感染症に係る緊急事態に際し、下記のとおり、統括庁を中心として、政府一体となった初動対処を行うことにより、速やかな事態の把握に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）その他の関係法令に基づいて感染症のまん延の防止等の取組に全力を尽くす。対処に当たっては、判明した事態の状況に応じ、事態の変化に迅速かつ的確に対応する。

記

1 感染症に係る緊急事態に関する情報集約

- (1) 関係省庁は、感染症に係る緊急事態及びその可能性のある事態を認知した場合には、直ちに統括庁及び国家情報局へ報告するとともに、発生動向と対処の状況についても適時に報告する。
- (2) 厚生労働省その他の関係省庁は、国内外における発生動向等に関する情報収集を効果的かつ迅速に実施するとともに、その結果を統括庁へ適時に報告する。
- (3) 統括庁は、事態に応じ、内閣官房副長官（内閣感染症危機管理監に充てられている者を除く。）、内閣危機管理監及び内閣官房副長官補（内閣感染症危機管理監補に充てられている者を除く。）に国内外における発生動向等に関する情報を共有する。
- (4) 内閣感染症危機管理監は、感染症に係る緊急事態に関する情報を掌握し、内閣総理大臣及び内閣官房長官へ報告するとともに、必要な指示を受ける。

2 関係省庁幹部の緊急参集

内閣感染症危機管理監は、事態に応じ、関係省庁等の局長等を統括庁に緊急参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。

3 関係閣僚協議

感染症に係る緊急事態に関し、政府としての基本的な対処方針、対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため、必要に応じ、内閣総理大臣又は内閣官房長官と当該緊急事態に関係する閣僚との緊急協議を行う。

4 国家安全保障会議

感染症に係る緊急事態のうち、国家安全保障会議設置法（昭和 61 年法律第 71 号）第 2 条第 1 項第 12 号に定める重大緊急事態に関するものについては、内閣官房長官の指示により事態対処専門委員会において対処について緊急協議を行うとともに、内閣総理大臣の指示により国家安全保障会議において迅速に審議する。

5 対策本部等

- (1) 政府全体として総合的対処が必要な場合には、特措法又は閣議決定等に基づき、緊急事態に応じた対策本部等を迅速に設置する。
- (2) 対策本部等設置のための臨時閣議が必要とされる場合において、内閣総理大臣及び国務大臣全員が参集しての速やかな閣議開催が困難な場合には、電話等により内閣総理大臣及び各国務大臣の了解を得て閣議決定を行う。連絡を取ることができなかった場合は事後速やかに連絡を行う。
- (3) 閣議決定等に基づいて設置される対策本部等について、緊急に会議を開催する必要がある場合は、当該本部等の長は、参集することができた本部等の構成員をもって会議を開催する。

6 その他

本閣議決定の実施細目については、必要に応じ、内閣官房長官が定める。

附 則

本閣議決定は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

本閣議決定は、令和 8 年 7 月 31 日から施行する。